

オンラインツアー造成支援事業実施要綱

2 産 労 観 受 第 428 号
令 和 2 年 1 0 月 5 日

(目的)

第1条 この要綱は、「新しい日常」に対応し、国内外を問わず、あらゆる人が遠隔地にいながら都内への旅行気分を楽しむことができる環境を整備するため、観光関連事業者が非対面で実施するオンラインツアー等の商品造成に要する経費の一部に補助する「オンラインツアー造成支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「オンラインツアー等の商品」とは、原則として次に掲げる全てを満たすものをいう。

ア 観光地の案内をオンラインでライブ配信するなど、映像等により遠隔地にいながら旅行気分を味わうことができる商品

イ 自ら主催する商品であること。

ウ 最終目的地は、東京都内の観光地又は宿泊施設であること。

(2) 「VR等新技术」とは、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）等の先進的なIT技術を活用し、解像度の高い映像、コンピューターグラフィックや音などのコンテンツを組み合わせることで、あたかも現地にいるような臨場感のある体験ができる技術及びこれに類するものをいう。

(支援の対象者)

第3条 本事業において支援の対象とする者は、以下に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 東京都内に本社又は主たる事業所があること。

(2) 以下のいずれかに該当すること。

ア 都内に主たる営業所を持つ旅行者で、かつ旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者

イ 以下の施設を営む者

(ア) 宿泊施設

東京都内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている施設であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及び

これに類するものは除く。

ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者。ただし、観光周遊及び空港アクセス等の事業用自動車を用いて事業を営む者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、支援の対象としない。

（支援の対象事業）

第4条 支援の対象となる事業は、前条に定める者がオンラインツアー等の商品を造成する新たな取組とする。

2 前項の事業に対する支援期間は、交付決定の日からその日の属する年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。

（補助）

第5条 知事は、本事業について、別に定める要綱に基づき、予算の範囲内において補助する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。